

道民の皆様へ

令和2年4月7日

新型コロナウイルス感染症

集中対策期間 (4/8 水 ~ 5/6 水)

- ◆ 政府対策本部は本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行いました。
- ◆ 北海道においても、依然として流行は終息に向かっていない中、この緊急事態宣言の期間は、改めて、これまで私たちが取り組んできたことを確認し、徹底していく「集中対策期間」とします。
- ◆ 道民の皆様には改めて、手洗いと咳エチケットの徹底、外出する際の3つの事項の確認、集団感染の要因となる「3つの密」を避ける取組をお願いします。

北海道知事 鈴木 直道